

新旧対照表 目次

| | | |
|----------|---------------------|----|
| ・ 第1条関係 | 青森市中世の館条例 | 1 |
| ・ 第2条関係 | 青森市文化会館条例 | 3 |
| ・ 第3条関係 | 青森市文化交流ホール条例 | 5 |
| ・ 第4条関係 | 青森市合浦亭条例 | 7 |
| ・ 第5条関係 | 青森市民美術展示館条例 | 9 |
| ・ 第6条関係 | 青森市体育施設条例 | 11 |
| ・ 第7条関係 | 青森市浪岡体育館条例 | 13 |
| ・ 第8条関係 | 青森市農村環境整備共同利用センター条例 | 14 |
| ・ 第9条関係 | 青森市観光レクリエーション振興施設条例 | 15 |
| ・ 第10条関係 | 青森市都市公園条例 | 21 |
| ・ 第11条関係 | 青森市駐車場条例 | 23 |

【第1条関係】

青森市中世の館条例（平成十七年条例第百十四号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第一条～第十三条 （略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第十四条 中世の館の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせる<u>ことができる。</u></p> <p>第十五条 （略）</p> <p>（<u>利用料金</u>）</p> <p>第十六条 <u>第十四条の規定により指定管理者に中世の館の管理を行わせることとした場合は、中世の館を利用しようとする者は、第七条第一項の規定にかかわらず、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により指定管理者に納入された利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により指定管理者に收受させた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>4 利用料金の額は、使用料等の額に〇・七を乗じて得た額から当該使用料等の額に一・三を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を得て定める額と</u></p> | <p>第一条～第十三条 （略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第十四条 中世の館の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせる。</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>（新設）</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>する。</p> <p><u>5 特別の資料を展示した場合の観覧に係る 利用料金の額は、前項の規定にかかわらず、 指定管理者が市長の承認を得て定める額と する。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p><u>第十七条 指定管理者は、市長が特別の理由 があると認めるときは、前条第一項に規定 する利用料金を減免することができる。</u></p> <p><u>第十八条 (略)</u></p> <p>(原状回復義務)</p> <p><u>第十九条 (略)</u></p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないとき は、<u>委員会又は指定管理者</u>においてこれを 代行し、その費用を使用者から委員会が徴 収する。</p> <p><u>第二十条 (略)</u></p> <p>別表第一 (第七條、<u>第十六條</u>関係) (略)</p> <p>別表第二 (第七條、<u>第十六條</u>関係) (略)</p> <p>別表第三 (第七條、<u>第十六條</u>関係) (略)</p> | <p>(新設)</p> <p><u>第十六条 (略)</u></p> <p>(原状回復義務)</p> <p><u>第十七条 (略)</u></p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないとき は、<u>指定管理者</u>においてこれを代行し、そ の費用を使用者から委員会が徴収する。</p> <p><u>第十八条 (略)</u></p> <p>別表第一 (第七條関係) (略)</p> <p>別表第二 (第七條関係) (略)</p> <p>別表第三 (第七條関係) (略)</p> |

【第2条関係】

青森市文化会館条例（平成十七年条例第百五十一号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第一条～第十二条 （略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第十三条 会館の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせる<u>ことができる。</u></p> <p>第十四条 （略）</p> <p><u>（利用料金）</u></p> <p>第十五条 <u>第十三条の規定により指定管理者に会館の管理を行わせることとした場合は、会館を利用しようとする者は、第七条第一項の規定にかかわらず、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により指定管理者に納入された利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により指定管理者に收受させた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>4 利用料金の額は、別表に定める使用料の額に〇・七を乗じて得た額から当該使用料の額に一・三を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を得て定</u></p> | <p>第一条～第十二条 （略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第十三条 会館の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせる。</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>（新設）</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p><u>める額とする。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p><u>第十六条 指定管理者は、市長が特別の理由がある</u><u>と認めるときは、前条第一項に規定する利用料金を減免することができる。</u></p> <p><u>第十七条</u> (略)</p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第十八条</u> (略)</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、<u>教育委員会又は指定管理者</u>においてこれを代行し、その費用を使用者から教育委員会が徴収する。</p> <p><u>第十九条</u> (略)</p> <p>別表 (第7条、第15条関係)</p> | <p>(新設)</p> <p><u>第十五条</u> (略)</p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第十六条</u> (略)</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、<u>指定管理者</u>においてこれを代行し、その費用を使用者から教育委員会が徴収する。</p> <p><u>第十七条</u> (略)</p> <p>別表 (第7条関係)</p> |

【第3条関係】

青森市文化交流ホール条例（平成十七年条例第百五十二号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第一条～第十二条 （略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第十三条 ホールの管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせることができる。</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>（利用料金）</p> <p>第十五条 <u>第十三条の規定により指定管理者にホールの管理を行わせることとした場合は、ホールを利用しようとする者は、第七条第一項の規定にかかわらず、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により指定管理者に納入された利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により指定管理者に收受させた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>4 利用料金の額は、別表に定める使用料の額に〇・七を乗じて得た額から当該使用料の額に一・三を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を得て定</u></p> | <p>第一条～第十二条 （略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第十三条 ホールの管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせる。</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>（新設）</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p><u>める額とする。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p><u>第十六条 指定管理者は、市長が特別の理由がある</u><u>と認めるときは、前条第一項に規定する利用料金を減免することができる。</u></p> <p><u>第十七条 (略)</u></p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第十八条 (略)</u></p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、<u>教育委員会又は指定管理者</u>においてこれを代行し、その費用を使用者から教育委員会が徴収する。</p> <p><u>第十九条 (略)</u></p> <p>別表 (第7条、第15条関係)</p> | <p>(新設)</p> <p><u>第十五条 (略)</u></p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第十六条 (略)</u></p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、<u>指定管理者</u>においてこれを代行し、その費用を使用者から教育委員会が徴収する。</p> <p><u>第十七条 (略)</u></p> <p>別表 (第7条関係)</p> |

【第4条関係】

青森市合浦亭条例（平成十七年条例第百五十三号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第一条～第十一条 （略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第十二条 合浦亭の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせることができる。</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>（利用料金）</p> <p>第十四条 <u>第十二条の規定により指定管理者に合浦亭の管理を行わせることとした場合は、合浦亭を利用しようとする者は、第七条第一項の規定にかかわらず、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により指定管理者に納入された利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により指定管理者に收受させた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>4 利用料金の額は、別表に定める使用料の額に〇・七を乗じて得た額から当該使用料の額に一・三を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を得て定</u></p> | <p>第一条～第十一条 （略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第十二条 合浦亭の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせる。</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>（新設）</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p><u>める額とする。</u></p> <p><u>第十五条</u> (略)</p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第十六条</u> (略)</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、<u>教育委員会又は指定管理者</u>においてこれを代行し、その費用を使用者から教育委員会が徴収する。</p> <p><u>第十七条</u> (略)</p> <p>別表 (第7条、<u>第14条</u>関係)</p> | <p><u>第十四条</u> (略)</p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第十五条</u> (略)</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、<u>指定管理者</u>においてこれを代行し、その費用を使用者から教育委員会が徴収する。</p> <p><u>第十六条</u> (略)</p> <p>別表 (第7条関係)</p> |

【第5条関係】

青森市民美術展示館条例（平成十七年条例第百五十四号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第一条～第十二条 （略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第十三条 展示館の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせることができる。</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>（利用料金）</p> <p>第十五条 <u>第十三条の規定により指定管理者に展示館の管理を行わせることとした場合は、展示館を利用しようとする者は、第七条第一項の規定にかかわらず、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により指定管理者に納入された利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により指定管理者に収受させた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>4 利用料金の額は、別表に定める使用料の額に〇・七を乗じて得た額から当該使用料の額に一・三を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を得て定</u></p> | <p>第一条～第十二条 （略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第十三条 展示館の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせる。</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>（新設）</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p><u>める額とする。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p><u>第十六条 指定管理者は、市長が特別の理由がある</u><u>と認めるときは、前条第一項に規定する利用料金を減免することができる。</u></p> <p><u>第十七条</u> (略)</p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第十八条</u> (略)</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、<u>教育委員会又は指定管理者</u>においてこれを代行し、その費用を使用者から教育委員会が徴収する。</p> <p><u>第十九条</u> (略)</p> <p>別表 (第七条、<u>第十五条</u>関係)</p> | <p>(新設)</p> <p><u>第十五条</u> (略)</p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第十六条</u> (略)</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、<u>指定管理者</u>においてこれを代行し、その費用を使用者から教育委員会が徴収する。</p> <p><u>第十七条</u> (略)</p> <p>別表 (第七条関係)</p> |

【第6条関係】

青森市体育施設条例（平成十七年条例第百五十五号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>第一条～第十二条 （略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第十三条 体育施設の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせる<u>ことができる。</u></p> <p>第十四条 （略）</p> <p>（<u>利用料金</u>）</p> <p>第十五条 <u>第十三条の規定により指定管理者に体育施設の管理を行わせることとした場合は、体育施設を利用しようとする者は、第七条第二項の規定にかかわらず、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により指定管理者に納入された利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により指定管理者に收受させた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>4 利用料金の額は、別表に定める使用料の額に〇・七を乗じて得た額から当該使用料の額に一・三を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を得て定</u></p> | <p>第一条～第十二条 （略）</p> <p>（指定管理者による管理）</p> <p>第十三条 体育施設の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、これを行わせる。</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>（新設）</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p><u>める額とする。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p><u>第十六条 指定管理者は、市長が特別の理由がある</u><u>と認めるときは、前条第一項に規定する利用料金を減免することができる。</u></p> <p><u>第十七条</u> (略)</p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第十八条</u> (略)</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、<u>市長又は指定管理者</u>においてこれを代行し、その費用を使用者から市長が徴収する。</p> <p><u>第十九条</u> (略)</p> <p>別表 (第7条、第15条関係) (略)</p> | <p>(新設)</p> <p><u>第十五条</u> (略)</p> <p>(原状回復)</p> <p><u>第十六条</u> (略)</p> <p>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、<u>指定管理者</u>においてこれを代行し、その費用を使用者から市長が徴収する。</p> <p><u>第十七条</u> (略)</p> <p>別表 (第7条関係) (略)</p> |

【第7条関係】

青森市浪岡体育館条例（平成十七年条例第百五十六号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第一条～第十三条 （略）</p> <p><u>（利用料金）</u></p> <p><u>第十四条 第十二条の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせることとした場合は、体育館を利用しようとする者は、第七条第二項の規定にかかわらず、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により指定管理者に納入された利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により指定管理者に收受させた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>4 利用料金の額は、別表に定める使用料の額に〇・七を乗じて得た額から当該使用料の額に一・三を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p><u>（利用料金の減免）</u></p> <p><u>第十五条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、前条第一項に規定する利用料金を減免することができる。</u></p> <p>第十六条～第十八条 （略）</p> <p>別表（第7条、第14条関係） （略）</p> | <p>第一条～第十三条 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第十四条～第十六条 （略）</p> <p>別表（第7条関係） （略）</p> |

【第8条関係】

青森市農村環境整備共同利用センター条例（平成十七年条例第百六十八号）

新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第一条～第十一条 （略）</p> <p>（利用料金）</p> <p>第十二条 第十条の規定により指定管理者に共同利用センター（<u>北部地区農村環境改善センターを除く。</u>）の管理を行わせることとした場合は、<u>当該共同利用センターのうち別表に掲げる場所</u>を利用しようとする者は、第六条第一項の規定にかかわらず、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第十三条～第十五条 （略）</p> <p>別表（第6条、第12条関係） （略）</p> | <p>第一条～第十一条 （略）</p> <p>（利用料金）</p> <p>第十二条 第十条の規定により指定管理者に共同利用センターのうち<u>南北後潟館、野木ふるさと館及び牛館ふれあいセンター</u>の管理を行わせることとした場合は、<u>南北後潟館、野木ふるさと館及び牛館ふれあいセンターのうち別表に掲げる場所</u>を利用しようとする者は、第六条第一項の規定にかかわらず、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2～5 （略）</p> <p>第十三条～第十五条 （略）</p> <p>別表（第6条、第12条関係） （略）</p> |

【第9条関係】

青森市観光レクリエーション振興施設条例（平成十七年条例第百八十三号）

新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第一条～第四条（略）</p> <p>（利用の期間及び時間）</p> <p>第五条 観光レクリエーション振興施設の利用の期間及び時間は、利用者の利便性及び観光レクリエーション振興施設の運営の効率性を考慮して、規則で定める。</p> <p>第六条（略）</p> <p>（利用の禁止及び制限）</p> <p>第七条 市長は、観光レクリエーション振興施設の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認めるとき、又は観光レクリエーション振興施設に関する工事のため必要があると認めるときは、区域を定めて観光レクリエーション振興施設の利用を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>（利用の許可）</p> <p>第八条 観光レクリエーション振興施設のうち、次に掲げる施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（利用料金）</p> <p>第九条 <u>第十五条の規定により観光レクリエーション振興施設の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）に当該施設の管理</u></p> | <p>第一条～第四条（略）</p> <p>（<u>利用又は使用</u>の期間及び時間）</p> <p>第五条 観光レクリエーション振興施設の利用<u>又は使用</u>の期間及び時間は、利用者の利便性及び観光レクリエーション振興施設の運営の効率性を考慮して、規則で定める。</p> <p>第六条（略）</p> <p>（<u>利用又は使用</u>の禁止及び制限）</p> <p>第七条 市長は、観光レクリエーション振興施設の損壊その他の理由によりその利用若しくは<u>使用</u>が危険であると認めるとき、又は観光レクリエーション振興施設に関する工事のため必要があると認めるときは、区域を定めて観光レクリエーション振興施設の利用若しくは<u>使用</u>を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>（<u>利用又は使用</u>の許可）</p> <p>第八条 観光レクリエーション振興施設のうち、次に掲げる施設を利用し、<u>又は使用</u>しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（<u>利用料金等</u>）</p> <p>第九条 <u>前条第一項の規定により同項第一号に掲げる施設の利用の許可を受けた者及びモヤヒルズのうち次に掲げる施設を利用し</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p><u>を行わせることとした場合は、当該施設を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>2 <u>利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。</u></p> <p>3 <u>モヤヒルズの利用料金の額は別表第一に定める利用料金基準額に一・三を乗じて得た額の範囲内の額で、ユーサ浅虫の利用料金の額は別表第二に定める利用料金基準額に〇・七を乗じて得た額から当該利用料金基準額に一・三を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が市長の承認を得て、それぞれ定める額とする。</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p>4 <u>第二項の規定により指定管理者に収受させた利用料金は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。</u></p> | <p>ようとする者（以下「利用者」と総称する。）は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p><u>一 管理棟の温水プール（サウナを含む。）</u></p> <p><u>二 索道</u></p> <p><u>三 ヒルズサンダー</u></p> <p>2 <u>利用料金は、第十五条の規定により観光レクリエーション振興施設の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）にその収入として収受させる。</u></p> <p>3 <u>利用料金の額は、別表第一に定める利用料金基準額に一・三を乗じて得た額の範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p>4 <u>前条第一項の規定により同項第二号に掲げる施設の使用の許可を受けた者及びユーサ浅虫の浴場施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、別表第二に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>5 <u>第二項の規定により指定管理者に収受させた利用料金又は前項の規定により納付した使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該利用料金又は使用料の全部又は一部を還付することができる。</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(利用料金の減免)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(監督処分)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行為のため観光レクリエーション振興施設を利用する者</p> <p>五 (略)</p> <p>2 前項の場合において、利用者に損害（この条例の規定による許可を拒まれたことによるものを含む。）があっても、市長はその責めを負わない。</p> <p>(割増料金の徴収)</p> <p>第十二条 <u>モヤヒルズを利用しようとする者が、前条第一項第三号の規定に該当することを理由として、当該施設の利用の許可の取消しを受けたときは、利用料金のほか、当該利用料金と同額の金額を割増料金として徴収する。</u></p> <p>(特殊物件の搬入等)</p> <p>第十三条 利用者は、観光レクリエーション振興施設の利用に当たって特別の施設若しくは設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p> | <p>(利用料金等の減免)</p> <p>第十条 (略)</p> <p><u>2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第四項に規定する使用料を減免することができる。</u></p> <p>(監督処分)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行為のため観光レクリエーション振興施設を利用又は使用する者</p> <p>五 (略)</p> <p>2 前項の場合において、利用者又は使用者に損害（この条例の規定による許可を拒まれたことによるものを含む。）があっても、市長はその責めを負わない。</p> <p>(割増料金の徴収)</p> <p>第十二条 <u>利用者が、前条第一項第三号の規定に該当することを理由として、観光レクリエーション振興施設の利用の許可の取消しを受けたときは、利用料金のほか、当該利用料金と同額の金額を割増料金として徴収する。</u></p> <p>(特殊物件の搬入等)</p> <p>第十三条 <u>利用者又は使用者は、観光レクリエーション振興施設の利用又は使用に当たって特別の施設若しくは設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</u></p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(権利譲渡等の禁止)</p> <p>第十四条 利用者は、その権利を他に譲渡し、または転貸してはならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第十五条 観光レクリエーション振興施設の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき市長が指定するものに、これを行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う管理の業務)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第七条の規定により区域を定めて観光レクリエーション施設の利用を禁止し、又は制限すること。</p> <p>三 利用の許可を行うこと。</p> <p>四 利用の許可に条件を付すること。</p> <p>五～七 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第十七条 利用者は、その利用により観光レクリエーション振興施設の施設若しくは物品を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第十八条 利用者は、観光レクリエーション振興施設の利用を終了したとき、又は利用の許可を取り消されたとき、若しくは利用を停止されたときは、速やかにその利用に</p> | <p>(権利譲渡等の禁止)</p> <p>第十四条 利用者又は使用者は、その権利を他に譲渡し、または転貸してはならない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第十五条 観光レクリエーション振興施設の管理は、青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十七年青森市条例第三十号）に基づき市長が指定するものに、これを行わせる。</p> <p>(指定管理者が行う管理の業務)</p> <p>第十六条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第七条の規定により区域を定めて観光レクリエーション施設の利用若しくは使用を禁止し、又は制限すること。</p> <p>三 利用又は使用の許可を行うこと。</p> <p>四 利用又は使用の許可に条件を付すること。</p> <p>五～七 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第十七条 利用者又は使用者は、その利用又は使用により観光レクリエーション振興施設の施設若しくは物品を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(原状回復)</p> <p>第十八条 利用者又は使用者は、観光レクリエーション振興施設の利用若しくは使用を終了したとき、又は利用若しくは使用の許可を取り消されたとき、若しくは利用若し</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>係る施設又は物品を原状に復さなければならない。</p> <p>2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者においてこれを代行し、利用者からその費用を市長が徴収する。</p> <p><u>(準用)</u></p> <p><u>第十九条 第九条第一項及び第四項、第十条、第十八条第二項並びに別表第一及び別表第二の規定は、市長が観光レクリエーション振興施設の管理を行うこととした場合に、これを準用する。この場合において、第九条第一項中「第十五条の規定により観光レクリエーション振興施設の管理を行うもの(以下「指定管理者」という。)に当該施設の管理を行わせることとした場合は、当該施設」とあるのは「観光レクリエーション振興施設」と、「その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)」とあるのは「別表第一及び別表第二に定める使用料」と、同条第四項中「第二項の規定により指定管理者に收受させた利用料金」とあるのは「第一項の規定により納付された使用料」と、「当該利用料金」とあるのは「当該使用料」と、第十条中「指定管理者は、市長が」とあるのは「市長は、」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第十八条第二項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表第一利用料金基準額の欄中「利用料金基準額」とあるのは「使用料」と、同表備考第一項から第三項までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同表備考第四項中「利用料金は、利用料金基準額」とある</u></p> | <p><u>くは使用を停止されたときは、速やかにその利用又は使用に係る施設又は物品を原状に復さなければならない。</u></p> <p>2 利用者又は使用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者においてこれを代行し、利用者又は使用者からその費用を市長が徴収する。</p> <p>(新規)</p> |

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|--|--------------------|------------------------------|---------|--|-------------------------------|------------------------------|--------|
| <p>のは「<u>使用料は、規定使用料</u>」と、同表備考第五項中「<u>指定管理者が市長の承認を得て</u>」とあるのは「<u>市長が</u>」と、別表第二利用料金基準額の欄中「<u>利用料金基準額</u>」とあるのは「<u>使用料</u>」と、同表備考第一項及び第二項中「<u>利用料金</u>」とあるのは「<u>使用料</u>」と読み替えるものとする。</p> | | | | | | | |
| <p>第二十条 (略)</p> | | | | <p>第十九条 (略)</p> | | | |
| <p>別表第一 (略)</p> | | | | <p>別表第一 (略)</p> | | | |
| <p>別表第二 (第九条関係)</p> | | | | <p>別表第二 (第九条関係)</p> | | | |
| 区分 | | | 利用料金基準額 | 区分 | | | 使用料 |
| 会議室 | 一時間に つき | 全部利用 (一八四m ²) | 一、三一〇円 | 会議室 | 一時間に つき | 全部使用 (一八四m ²) | 一、三一〇円 |
| | | 一部利用 (一三三m ²) | 九五〇円 | | | 一部使用 (一三三m ²) | 九五〇円 |
| | | 一部利用 (五一m ²) | 三七〇円 | | | 一部使用 (五一m ²) | 三七〇円 |
| 浴場施設 | 一人一回 の利用に つき | 一般 | 三六〇円 | 浴場施設 (略) | 一人一回 の 使用に つき (略) | 一般 | 三六〇円 |
| | | 小学生 | 一六〇円 | | | 小学生 | 一六〇円 |
| | | 幼児 | 七〇円 | | | 幼児 | 七〇円 |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| <p>備考</p> <p>1 一時間を単位として利用料金が定められているもの利用時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間とみなす。</p> <p>2 一平方メートルを単位として利用料金が定められているものの利用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、これを一平方メートルとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p> | | | | <p>備考</p> <p>1 一時間を単位として使用料が定められているものの使用時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間とみなす。</p> <p>2 一平方メートルを単位として使用料が定められているものの使用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、これを一平方メートルとみなす。</p> <p>3～5 (略)</p> | | | |

【第10条関係】

青森市都市公園条例（平成十七年条例第百八十八号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第一条～第二十八条（略）</p> <p><u>（利用料金）</u></p> <p><u>第二十九条 第二十七条の規定により指定管理者に第七条第一項第一号から第八号までに掲げる有料公園施設の管理を行わせることとした場合は、当該有料公園施設を利用しようとする者は、第十九条の規定にかかわらず、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者に前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項の規定により指定管理者に納入された利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により指定管理者に收受させた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該利用料金の全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>4 利用料金の額は、別表三から別表六までに掲げる使用料の額に〇・七を乗じて得た額から当該使用料の額に一・三を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p><u>（利用料金の減免）</u></p> <p><u>第三十条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、前条第一項に規定する利用料金を減免することができる。</u></p> | <p>第一条～第二十八条（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> |

| | |
|--|--|
| <p>(委任)</p> <p><u>第三十一条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>別表一・別表二 (略)</p> <p>別表三 (第十九条、<u>第二十九条</u>関係) (略)</p> <p>別表四 (第十九条、<u>第二十九条</u>関係) (略)</p> <p>別表五 (第十九条、<u>第二十九条</u>関係) (略)</p> <p>別表六 (第十九条、<u>第二十九条</u>関係) (略)</p> <p>別表第六の二・別表七 (略)</p> | <p>(委任)</p> <p><u>第二十九条</u> この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>別表一・別表二 (略)</p> <p>別表三 (第十九条関係) (略)</p> <p>別表四 (第十九条関係) (略)</p> <p>別表五 (第十九条関係) (略)</p> <p>別表六 (第十九条関係) (略)</p> <p>別表第六の二・別表七 (略)</p> |
|--|--|

【第 1 1 条関係】

青森市駐車場条例（平成十七年条例第百九十一号）新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第一条～第三十三條の二（略）</p> <p>（利用料金等）</p> <p><u>第三十三條の三 第三十三條の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせることとした場合は、利用料金（第四條の料金及び第八條の規定による割増金（以下これらを「路上駐車場利用料金」という。）又は第十八條の料金及び第二十一條において読み替えて準用する第八條の規定による割増金（青森市文化会館地下駐車場及び青森市民ホール駐車場に係るものに限る。以下これらを「路外駐車場利用料金」という。）をいう。）は、駐車場を管理する指定管理者に、それぞれその収入として收受させる。</u></p> <p>2 <u>路上駐車場利用料金（第八條の規定による割増金を除く。）の額は第四條に定める料金の額の範囲内において、路外駐車場利用料金（第二十一條において読み替えて準用する第八條の規定による割増金を除く。）の額は第十八條の表に定める料金の額に〇・七を乗じて得た額から当該料金の額に一・三を乗じて得た額までの範囲内において指定管理者が市長の承認を得て、それぞれ定める額とする。</u></p> <p>3 第五條から第九條までの規定は、第一項の規定により<u>路上駐車場利用料金</u>を指定管理者に收受させる場合に、これを準用する。この場合において、第五條から第七條の二まで及び第九條中「料金」とあるのは「<u>路上駐車場利用料金</u>」と、第八條中「第四條の規定による料金」とあるのは「第三十三</p> | <p>第一条～第三十三條の二（略）</p> <p>（利用料金等）</p> <p><u>第三十三條の三 第四條の料金及び第八條の規定による割増金（以下「利用料金」という。）は、路上駐車場を管理する指定管理者にその収入として收受させる。</u></p> <p>2 <u>利用料金（第八條の規定による割増金を除く。）の額は、第四條に定める料金の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p>3 第五條から第九條までの規定は、第一項の規定により<u>利用料金</u>を指定管理者に收受させる場合に、これを準用する。この場合において、第五條から第七條の二まで及び第九條中「料金」とあるのは「<u>利用料金</u>」と、第八條中「第四條の規定による料金」とあるのは「第三十三條の三第二項の規定</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>条の三第二項の規定による路上駐車場利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>4 <u>第二十条及び第二十一条（第十条から第十四条までの規定の準用に係る部分を除く。）の規定は、第一項の規定により路外駐車場利用料金を指定管理者に収受させる場合に、これを準用する。この場合において、第二十条中「市長は、公益上」とあるのは「指定管理者は、市長が特別」と、「料金」とあるのは「路外駐車場利用料金」と、第二十一条において読み替えて準用する第五条及び第六条第三項並びに第二十一条において準用する第七条の二及び第九条中「料金」とあるのは「路外駐車場利用料金」と、第二十一条において読み替えて準用する第八条中「第十九条の規定による料金」とあるのは「第三十三条の三第二項の規定による路外駐車場利用料金」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第三十四条～第三十七条 （略）</p> <p>別図 （略）</p> | <p>による利用料金」と読み替えるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>第三十四条～第三十七条 （略）</p> <p>別図 （略）</p> |